

香美市合併20周年記念表彰規程

(目的)

第1条 この告示は、香美市表彰条例（平成18年香美市条例第4号）に基づき、香美市合併20周年を記念し、市政功労者を表彰することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰する者は、次の各号のいずれかに該当し、その功績が顕著であった個人又は団体を対象とする。

- (1) 香美市行政の発展に寄与したもの
- (2) 教育、文化、体育の振興に寄与したもの
- (3) 産業の発展に寄与したもの
- (4) 社会福祉の増進に寄与したもの
- (5) 消防防災のため尽力したもの
- (6) そのほか功績が顕著であって特に市長が認めるもの

(表彰の手続)

第3条 市民又は市内の団体は、個人又は団体のうち第2条第1項に該当し、表彰に値すると認めるものがあるときは、市長に推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、他薦とする。ただし、団体の推薦は、自薦も認める。

(表彰の選考)

第4条 市長は、前条により推薦されたものを選考するため、香美市表彰条例（平成18年香美市条例第4号）第5条に規定する香美市表彰選考委員会に意見を聴くものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び金品を贈呈して行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、合併20周年記念式典において行う。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月13日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。